

マネジメントリポート

2005年12月

今回のテーマ： 改正会社法シリーズ ～ 有限会社の選択肢～

現行有限会社は、新会社法施行後「特例有限会社」として存続するか、新会社法上の「株式会社」へ商号変更による移行をするかを選択する必要があります。



- ・ 特例有限会社は、新会社法施行後の登記手続は不要ですが、その商号中に「有限会社」という文字を用いなければなりません。
- ・ 商号変更により新株式会社に移行しますと、特例有限会社に戻ることはできません。

1 特例有限会社のメリット・デメリット

特定有限会社の場合	株式会社の場合
役員の任期が無期限	取締役の任期は選任後2年以内、監査役は4年以内 非公開会社は定款により10年以内に伸長できる
計算書類等の公告は不要	計算書類等の公告が義務付けられている
会社規模に関係なく会計監査人の設置不要	株式会社が大会社に該当すれば、設置が強制される
吸収合併存続会社、吸収分割承継会社になれない	制限なし
株式交換・株式移転ができない	
会計参与を設置できない	任意であり定款の定めにより設置可能

- ・ 特例有限会社のメリットとして、登記・公告・監査コストの節約があげられます。
- ・ デメリットとしては、企業再編・事業拡張の手法が制限されていること、会計参与・会計監査人を設置できないため、計算書類の対外的信頼性が劣る点などがあります。

2 移行にかかる手続について

- ・ 現行有限会社は新会社法の施行により自動的に特例有限会社となるため、特別な場合を除き登記等の手続は必要ありません。ただし、新会社法に即した定款への変更をおこなう必要があります。
- ・ 特例有限会社から新株式会社への商号変更については、定款変更以外に、登記および税務署等への届出が必要です。

なお、商号変更にかかるコストは登録免許税等を含め、おおむね12万円～20万円程度となります。

お見逃しなく！

1. 特例有限会社は、現行では発行できない「社債」や「種類株式」の発行が可能になります。
2. 現行では有限会社から株式会社に組織変更を行った場合、資産の評価換えによる評価益の計上が法人税法上認められており、繰越欠損金の活用や資産の簿価上げが可能です。新会社法施行後の商号変更による株式会社への移行時には、評価益の計上は認められません。
3. 現行税制では、特例有限会社と新株式会社での取扱いの違いはありません。